

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条** 三井の森ゴルフーズロッジ(以下、当ロッジ)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2、当ロッジが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ロッジに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ロッジに申し出ていただきます。

- ①宿泊者名
- ②宿泊日及び到着予定時間
- ③宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- ④その他当ロッジが必要と認める事項

- 2、宿泊者が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ロッジはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条** 宿泊契約は、当ロッジが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ロッジが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、長期間や団体でのご利用時など、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ロッジが定める申込金を、当ロッジが指定する日までに、お支払いいただく場合があります。
- 3、申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4、第2項の申込金を同項の規定により当ロッジが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ロッジがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条** 前条第2項の規定にかかわらず、当ロッジは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2、宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ロッジが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ロッジは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ①三井の森蔭科ゴルフ倶楽部およびフォレストカントリークラブ三井の森にてゴルフプレーのご利用がないとき。
- ②宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- ③満室により客室の余裕がないとき。
- ④宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ⑤宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- ⑥宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動のおそれがあると認められるとき。
- ⑦宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑧宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑨天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ロッジに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2、当ロッジは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ロッジが申込金の支払い期日を指定してそのその支払いをもとめた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ロッジが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ロッジが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3、当ロッジは、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の到着予定時刻になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、前項にしたがい処理することがあります。

(当ロッジの契約解除権)

第7条 当ロッジは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ①宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
 - ②宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
 - ③宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動のおそれがあると認められるとき、または言動をしたとき。
 - ④宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - ⑤宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑦当ロッジの指定する場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ロッジが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2、当ロッジが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当ロッジのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ①宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業。
 - ②日本国内に住所登録地のない外国人であつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
 - ③出発日及び出発予定時刻。
 - ④その他当ロッジが必要と認める事項。
- 2、宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ロッジの客室を使用できる時間は15:00から翌日10:00までといたします。

また、連続して宿泊する場合においても同様とし、10:00から15:00まではフロントが不在となり、清掃などの入館準備をさせていただくため、客室および館内施設を使用することができません。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ロッジにおいては、当ロッジが定めてロッジ内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ロッジの主な設備等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示客室内のサービス案内書等でご案内いたします。

イ 門限	23:00
ロ フロントサービス	23:00

- 2、前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2、前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ロτζが認めた宿泊券、クレジットカード等これにかわり得る方法により、宿泊客のゴルフプレーをされるゴルフ場にてプレー料金と一緒にご精算いただきます。
- 3、当ロτζが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ロτζの責任)

第13条 当ロτζは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ロτζの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2、当ロτζは万一の火災等に対処するため、**旅館賠償責任保険**に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ロτζは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ロτζは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ロτζがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ロτζは**5万円**を限度としてその損害を賠償します。

- 2、宿泊客が当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当ロτζの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ロτζは責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ロτζに到着した場合は、その到着前に当ロτζが了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。

- 2、宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ロτζに置き忘れられていた場合、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて**14日間**当ロτζにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届けその他の物品については処分させていただきます。(飲食物・雑誌に関しては即日処分とさせていただきます。)

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当ロτζの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ロτζは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ロτζが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ロτζに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1:

宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料)
	追加宿泊料	②飲食代及びその他の利用料金
	税金	イ、消費税(地方消費税含む) ロ、特別地方消費税

(備考) 基本宿泊料はフロントに提示する料金表によります。

別表第2:

違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日		契約申込人員		
		不泊	当日	前日
一般	9名まで	100%	50~100%	
団体	10名以上	100%	100%	50%

(備考) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。